

受領証 (NO. 2346)

住所 大阪府寝屋川市初町 18 番 8 号

氏名 大阪電気通信大学 殿

金額 ￥120,000-

上記金額を公益財団法人みちのく未来基金の奨学金事業指定寄付金として受領致しました。

平成25年3月11日

宮城県仙台市泉区八乙女中央5丁目10番8号

公益財団法人 みちのく未来基金

代表理事 長沼 孝義



※ この寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例で指定している地方公共団体に平成25年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市町村へ(所得税の寄付金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ)申告する事により、住民税の寄付金控除の適用を受けられます。なお本基金への寄付金は震災特例法第8条第1項に規定する震災関連寄付金には該当致しません。また本基金は公益社団法人および公益財団法人等の認定に関する法律に基づき公益財団法人として認定(府益担第7292号 平成23年12月1日)を受けた法人です。

注①

所得税の寄付金控除及び住民税の寄付金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注②

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄付金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「寄付金税額控除申告書」に必要事項を記入の上、寄付金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告してください。

※ 受領書の紛失等における再発行は原則致しません。申告まで大切に保管ください。